

平成 18 年 9 月 15 日

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

社団法人 日本建築構造技術者協会
会長 大越 俊男

構造計算適合性判定員の責任の明確化と契約条件等の具体的な提示についてのお願い

今般の建築基準法一部改正では、構造計算書偽装事件に対する再発防止策として、構造設計の専門家による一種のピアチェックである構造計算適合性判定が、重要な役割を果たすものとされています。

一方、当協会は、健全な社会資本としての建築物の品質確保・向上の見地から、建築主の意志に基づき、建築確認とは別に専門家に依頼して行うピアレビュー制度の創設を、従来から提唱しております。構造計算適合性判定と当協会の提唱するピアレビュー制度は、国の関与の有無に関し根本的に異なるものですが、構造設計の専門家が審査に参画することの意義を認め、ピアレビュー制度への将来の転換を期待し、構造設計・監理の専門家個人を会員とする当協会は、可能なかぎり協力をを行い、社会貢献を果たす所存ですので、今後とも宜しく情報提供の程お願い致します。

さて、当協会会員である建築構造士が、適合性判定員の担い手として期待されていますが、その勤務形態は、自営者、被雇用者で異なるほか、職場も、構造設計専門事務所、総合組織設計事務所、あるいは建設会社構造設計部署と千差万別となっており、適合性判定員として協力をを行うに当たっては、現状の職場環境ごとに、解決すべき課題が異なっています。

つきましては、8月24日付国住指第1309号及び事務連絡にて概要を提示いただきました、適合性判定員の業務条件に関連し、以下の事項について、具体的内容を検討いただきたくお願い致します。併せて、指定適合性判定機関を担うべく、既に準備されている諸機関に本件を照会いただき、具体的な雇用条件、契約内容等を御確認いただくようお願い致します。

(1) 契約形態に関して

判定員は個人で契約すると想定されているようですが、建築構造士の中には、被雇用者も多くおり、所属会社の了解なしには判定員に応募できない環境の者も多数に上ります。この場合、一般的には所属会社と適合性判定機関が契約を交わすこととなりますが、企業防衛上から業務委託契約は難しく、また、派遣契約は、定款変更や関係機関へ届出が必要となること等から、困難が多いと思われます。従って、「出向」、あるいは曜日を特定した「部分出向」等の契約形態が、現実的な方法ではないかと思われます。また個人に関しても、業務委託と出向契約では、労災上の取り扱いをはじめ、就業条件と責任の重さが異なることとなります。

つきましては、契約先を個人あるいは、所属会社とした場合ごとに、標準的な契約書の内容の概要をご提示下さい。検討に当たって、判定員の働きやすい環境作りに特段のご配慮をお願い致します。

(2) 判定員の責任に関して

判定員の責任の問題は、契約形態と密接に関連する問題ですので、(1)でお願いした標準的な契約書の内容により明確になる訳ですが、特に明確化をお願いしたい事項を整理すると以下となります。

- 1) 適合性判定員個人の刑事上の責任はどの程度問われるのでしょうか。また、被雇用者、出向者、派遣者、業務委託者、あるいは、常勤、非常勤による違いはどのように生じるのでしょうか。
- 2) 契約が適合性判定機関と判定員の所属会社で行なわれ、判定員が派遣あるいは出向という形となった場合、適合性判定員の所属会社に刑事上の責任は生じるのでしょうか。極力、所属会社に責任が及ばぬよう、契約書の内容の検討をお願いします。
- 3) 判定に関わった建物に不都合が生じた場合などで、民事訴訟の対象として適合性判定員個人の民事上の責任が問われる恐れはないのでしょうか。極力賠償責任等が及ばぬように、契約書の内容をご検討下さい。
- 4) 2)と同様に契約が適合性判定機関と判定員の所属会社で行なわれた場合、民事訴訟の対象として適合性判定員の所属会社に対して民事上の責任が問われる恐れはないのでしょうか。極力賠償責任等が及ばぬように、協約書の内容をご検討下さい。

(3) 報酬について

個人契約と所属会社との契約では、経費等について報酬算定根拠も異なってくると考えられます。従来から提案しておりますが、所属会社との契約では、建設省告示 1206 号「業務報酬の算出方法」(報酬加算実費方式)に基づき、直接人件費に会社間接経費と技術料を加算したものが妥当であると考えます。

以 上